

自治が変わる・自治を変える

## SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## 「良い社会をつくる公共サービスを考える7・7 埼玉集会」を開催—埼玉公務公共サービス労働組合協議会—

～元総務大臣原口一博氏が講演、高橋越谷市長が報告～

7月7日（火）18:30分から浦和コミュニティーセンターで表題の集会が開催されました。主催は埼玉公務公共サービス労働組合協議会で当自治研センターと連合埼玉が共催しました。参加者は200人、連合埼玉の民間産別からもたくさんの組合員が参加し、自治体議員も17人参加しました。

集会の目的は、「公共サービス基本条例」「公契約条例」について公務以外の労働者や組合、そして主体となるべき市民に知ってもらおうということです。集会は主催者のあいさつ、基調提起の後、「公共サービス基本法」（2009年成立）の起草にもかかわった元総務大臣の原口一博衆議院議員から「公共サービス基本法の意義と公共サービス基本条例の必要性」と題した講演を受けました。

また、2期目の選挙にあたって「公共サービス基本条例・公契約条例」の制定を公約に掲げて当選した高橋努越谷市長からは、これまでの取り組みの経過と改めて基本条例制定に向けて努力する決意が語られました。ここでは原口氏の講演について、事務局の責任で内容を紹介します。



写真上  
基調報告する  
公務労協  
高橋議長



写真右  
高橋越谷市長

写真下 講演する元総務大臣 原口一博氏



## 公共サービス基本法の意義とその基本理念

「公共サービス基本法」がなぜ必要になったのか、私たちが立法者としてどのような課題を抱えて、皆さんと一緒に「公共サービス基本条例」にしていったらいいのかそういうお話をさせていただきたいと思います。

私たちはもっと柔らかな社会をつくらせていきたい。公共サービス基本法の意義ということで、**三つの平和の理念**ということを考えています。ひとつは「戦争や暴力、抑圧や差別のない平和的社会」。二つ目は、「すべての生き物が豊かな自然の恵みを享受できるための地球環境の平和」。三つ目は、「互いに支え合う豊かな文化を持ち、すべての人々が心穏やかに共生する心理的環境の平和」を考えています。

この三つの平和を実現して、公共サービスにおける国民の権利を保障する、そのためには何をすればいいか、この国民の権利を保障するということがこの法律の大きな柱です。

### 先の戦争責任の検証から、戦争への道は「格差」が大きな要因に

丁度2005年でした小泉内閣が郵政選挙をやった時ですけれども、私は読売新聞ので検証戦争責任」というプロジェクトにかかりました。

そこでなぜ3年8か月戦争をやめることができなかつたのか、そして“ポイント・ノーリターン”といいますけれども、ここから後戻りできなかったのはなぜなのか、なぜあのような戦争が起きたのか考えました。

今年まさに戦後70年になるわけです。当時いろんな文献にありました、国会の議事録にも当たりました。不思議なことに歴史を検証すればするほど、どこに責任があるのかわからなくなってきました。国会の中で本当は国民の代表である国会議員が決めなくてはいけない。しかし、その人たちがまさに当事者能力を失って、まるで国会の外側に大きな権力があるかのような議事録がたくさん見つかってきました。

中にはあの大政翼賛会に絶対だめだといった人たちもいましたけれども、メディアの支配もされていて、多くの世論が戦争に傾いていく。その

一番の要因はなんだろうかと、私たちは経済的要因あるいは社会的要因に着目しました。

何だったのでしょうか「格差」です。格差がどんどん広がって、それが社会の多くの人たちを分断していく。その過程においてドイツナチスのような「ファシスト」というものが出てきます。

私たちは公共サービスにおける国民の権利を保障するために何をすべきか、それはどんなことがあっても揺るがない社会、そして絆を創っていくことじゃないのかということを考えてわけがあります。

### アメリカの障害者差別禁止法をお手本に

#### 権利を保障し、国や自治体には義務規定に

お手元に「公共サービス基本法」があります。

これは私たちがまだ野党時代に成立をみたものであります。これは起草者の私が申し上げるのは申し訳ないことなのですが、課題がいっぱいあります。たとえば11条をご覧ください。

(公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

ここでは努力規定にとどまっています。私たちの原案は努力規定ではなく義務規定でした。そして、ここには従事する人たちの「権利の保障」という言葉がありました。それが自民党の人たちが多数を占めていましたので、小さく生んで大きく育てようということで、連合・公務労協の皆さんと一緒に力を合わせてここまで来ました。

モデルはどこにあったかというと、アメリカのADA法でした。これはタカ派といわれたブッシュ政権の時にできた法律です。政権がつくったわけではなく、障害者差別禁止法なのですが、多くの人たちがその働く権利や障害を持った人たちの権利について学び合ってきた法律です。

### 分断をあおるのでなく人々の権利保障と働くものの連帯を

今日は働く人たちの連帯ですから、私たちがぜひ訴えたいのは**3つの分断**と闘うということです。何かというと1つは「政治と働く人たちの分断」。私たちは、すべての国会議員は働く人たちの権利の保障をする責務を負っています。しかし2000年代からずっとこのところ何かしら仮想敵を作り、それを叩いて喜ぶ政治が行われてきました。いわれなき公務員バッシングです。公務で働く人たちをバッシングして、これは格差が広がる時に起きやすい、あるいは大震災や危機的なことが起きたときに起きやすい。身近な人を叩いて自らのアイデンティティを確立したように思う。たいへん不健全な、危険な考え方であります。この、「政治と働く人たちの分断」。

もう一つの分断は「公務で働く人たちと民間で働く人たちの分断」です。連合が成立したというのは大変大きなことだと思います。連合の皆さんが様々な働き方の中で、連帯を深め働く人たちの権利をしっかりと保障し、そのための団結を維持されているのは素晴らしいことだと思います。

しかし、ともすれば民間で働く人たちは公務で働く人たちに対して、また、同じような目線を持たないとは限りません。今回2009年に公共サービス基本法を作るに至っては、公務で働く人たちの権利が保障されなければ、公務も民間も同じように労働者の権利が保障されなければ“あなたの不安は私の平和を脅かす”という言葉どおり、自らもその権利が侵されてしまうという話をしてきました。

小泉改革が何かというと「官から民に」といっていますが、今回もそうですね。日銀がバランスシートを大きく広げて、そこに群がっている人たちには大きな利益が上がります。今回このような円安基調で何が起きるか、彼らが言っている官というのはほんの一部の政官業の癒着で私物化された官です。私たちはこの考え方を持っていません。官はまさに公共サービスを担う第一義的な人たちであります。ですから、むしろ「官から民に」というのでなくて古い癒着の政治によって私物化されたものを「公（おおやけ）」つまり国民の権利に資するものに変えていこう、これが私たち

の基本的な考え方です。

三つ目の分断は「正規と非正規の皆さんの間の分断」です。今アメリカではオバマ政権ですけれども、あの盤石といわれた共和党政権がどうやって民主党政権に負けていくか、その過程を私たちは学びました。それはまさに働く人たちを支えるその連帯の広がりによって政権の座を奪われていくわけです。もちろん間違ったイラク戦争や経済の低迷もありました。しかし、一番大きな原動力は働く人たちの連帯です。

### 高齢社会での公共サービス・住民ニーズに 応えるため、地域の人々と対話が重要

公共サービスの基本条例制定に向けて何が課題か、それは私が今まで述べたように法の理念を働く皆さんの間で共有をしていただいで、確認をしていただきたいと思ひます。

規制改革という言葉がありますが、規制は何のために生まれたか、規制の概念が出てくるのは産業革命の18世紀です。産業が高度化し社会が複雑化して、後から人々の権利を守るのでは命を奪われたり職を奪われたり、もしくは身体を損なったりしてしまう。だから、規制をしておいて一人ひとりを守ろうということで、労働、働く人たちのための規制といって過言ではないと思ひます。

私は民主党規制改革調査会の座長を5年くらいやっていました。規制というとすぐに緩和という議論がありますが、緩和だけではありません、働く人たちの権利を守るための、もともとツール、道具だったと申し上げたいと思ひます。

高齢化社会が進むにしたがって、公共サービスの重要性がますます高まってきます。それはなぜか、よく自助努力という人がいますが、今は自分達だけでは、一人一人の自助努力では賄いきれないような高齢化社会、複雑化した社会を私たちは経験しているからであります。

また、一人一人の国民のニーズに合わせた公共サービスの提供が必要です。一律にどんな公共サービスがいいか決めることはできません。それぞれの地域に合わせた、それぞれの皆さんが自己決定をした公共サービスが大事だと思ひます。

そして、当事者つまり地域の皆さんとの話し合

いの場合が必要だと思います。地域ごとに異なる認識をどう合意形成していくか。先ほどから何回も学びということをお話しさせていただいているのもここに大きな柱があるからです。

### 骨太方針 2015 で公共サービスの低下が

骨太の方針2015には耳を疑います。経済再生と財政健全化の双方を実現するために、最初から国民と言うものが忘れられていますね。働く人たちの権利などという言葉はここには一言も出てきません。経済再生と財政健全化です。これは両方ともできないからここに書いてあるだけといわざるを得ません。

ついにGPIF(年金資金)のお金にまで手を付けている、たかが自分の足を食べているようなことをずっとやり続けている。日銀がバランスシートの中で国債の比率がどれくらいになっているのか、戦前の危険水域を超えている。そういう中で公的サービスの産業化といっている。この間このことについて政府に聞きました、まともな答えは返ってきませんでした。「歳出全般にわたり安倍内閣のこれまでの取り組みを評価し」とありますが、何を言っているかという歳出を切り詰めますよ、歳出をどんどんカットしますよと言っているに過ぎない。

社会保障の伸び(自然増)を小泉内閣の時、毎年2200億円カットしてきました。そのために

地方の公共サービスあるいは医療が崩壊の危機に直面しました。彼らの論理でやれば今いくらになるでしょうか、今は2200億ではなく5000億です。こんなことをやれば何が起きるか。

1年前にこれをやられていたら(昨年大病をして必死な病院関係者に助けられた)私は今ここにいないと思います。そして改革初年度にあたる平成28年度予算から手を入れる、歳出改革を前進させるといっているわけです。

### 民主党提唱の「地域主権改革」や「緑の分権改革」の理念で公共サービスを

民主党はこれまでの大規模・独占・排除の社会を変えないと私たちの未来はないと考えました。

その逆の枠組みはなんだと考えたときに、小規模・分散・協働・地域というキーワードを考えたのです。そこで提案したのが「地域主権改革」であり、「緑の分権改革」でした。私たちは地域に降り注いだエネルギーを地域で使う。つまり、地域の富を生み出す力、それで公共サービスをはじめとする様々なサービスを賄っていきけるのではないか、あるいは世界を席卷している金融資本主義、むさぼる資本主義に対して別のパラダイムを出せると考えたわけです。

市民の権利を基礎に置く「公共サービス基本条例」の理念はここから生まれました。

## 第30回自治総研セミナー

# “地域の民意” と議会 を開催

申し込み：直接自治総研へ(同封チラシを使用) FAX 03-3230-3649

\*参加される方は当自治研センターにもFAX下さい。048-836-1113

日時：2015年9月4日(金)13時から5日(土)15時まで

会場：田町交通ビル6階ホール 港区芝浦3-2-22

主催：(公財)地方自治総合研究所

資料代：2,000円(当日受付で支払)

内容：講演とパネルディスカッション(詳しくは別紙案内のとおり)